

消費生活 だより

No.529 12月号
2019年12月1日
発行 町田市
消費生活センター
運営協議会広報部
町田市原町田4-9-8
TEL 042-725-8805

やればできる！「使い捨てプラスチックの削減」

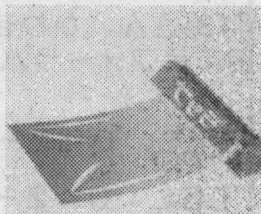
今や私たちの生活には、なくてはならない便利で使い易いプラスチック製品も、ごみとして燃やせば、いま注目の「地球温暖化問題」の主因物質である炭酸ガスを発生させます。また、不用意に投棄された物が川や海に流出し、「マイクロプラスチックによる海洋汚染問題」に繋がってきます。

日本は、アメリカに次いで世界第2位のプラスチックごみの排出国であり、年間800万トンも排出しています。

町田市環境資源部の調査によれば、各家庭が毎週2回出している「燃やせるごみの量」は、市民一人当たり年間150kgにもなっており、その中のプラスチック分は31kg（燃やせるごみ中の約20%相当）というデータがあります。このプラスチックごみの大部分は菓子や食品などの包装に使われているもので、消費者としてはコントロールできません。

しかし、レジ袋やポリの小袋、ラップの類は、私たち消費者一人一人が意識すれば減らしていけるものです。

町田市消費生活センター運営協議会では、今年20人の委員が丸1か月間にわたり、自分の家庭で使い捨てプラスチックの使用量を調べて集計し、7月に開催した「まちだくらしフェア2019」で市民の皆さんに公開して話し合いました。例えばラップでは、委員一人当たり、一年間で、20mのラップを8箱も使っているという結果が出ました。手軽でついつい安易に使ってしまうラップも、使いまわしのできるジッパー付き保存袋や密閉容器に入れるとか、お皿で蓋をするなどし、使用量を減らすことができる、と皆でアイデアを出し合い、使用量削減の取り組みを開始したところです。



自治会での取組紹介

忠生自然自治会の2019年納涼祭模擬店におけるプラスチックごみ削減の実例をご紹介します。

・ジュース類

昨年までペットボトルの飲料を扱っていたが、今年はすべて缶入りの飲料と、手作り麦茶（紙コップ使用）とした。（168本分）

・カレーライス

昨年までは、プラスチック皿とプラスチックスプーンを使い、ラップをして提供していたが、今年は各自家から容器やスプーンを持参するように事前に呼び掛けていたおかげで、プラスチック類は使わずにすんだ。（300食分）

・焼きそば

昨年までは、割り箸をつけ、レジ袋に入れて提供していたが、今年は、割り箸もレジ袋も渡さなかった。（300食分）

このようなことができたのは、事前に回覧などで自治会の皆さんに周知し、皆さんが今日の環境問題を理解して、快く協力してくれてはじめて実現したものです。まさしく「やればできる」を証明してくれました。



「使い捨てプラスチック削減」の取り組みは、行政やメーカーが主導的にやらなければ大きな効果は出ないとあきらめがちですが、私たち消費者、市民一人一人が、家庭や地域でできることから取り組み、行政やメーカーを動かしていきましょう

（文責：広報部）

相談室

訪問販売・点検商法での
契約トラブル

一人暮らしの親が契約してしまった…

突然事業者が来訪し、点検を勧められて家の修理工事の契約をした。それをきっかけに次々と契約をさせられてしまった等の相談が後を絶ちません。最近では、一人暮らしの高齢者のご家族の方からの相談も増えています。

《事例1》

一人で暮らしている高齢の父の所に「家の健康診断をしている」と事業者が訪問してきた。配水管の交換、床の補強、白蟻予防消毒、土台固定金具取り付け、屋根裏補強、外壁ひび割れコーキング等の住宅修理工事の契約を次々と3回もさせられ、総額150万円になっていたことがわかった。父は何も疑っていないが、不要な工事だと思う。(50代 女性)

《事例2》

3年前、一人暮らしの母宅に事業者が突然やって来て床下を点検し、湿気があるからと言って、床下調湿剤と床下補強を勧めたそうだ。それから現在まで年に3回ほどやって来て、床下換気扇、防蟻防カビ剤、床下清掃、コンクリート基礎補強、

床下換気扇交換等の契約を繰り返して、総額で約300万円の契約になっていた。母は、事業者を信じて言われるままに契約をしたと言うが、不要な工事だと思うので返金してほしい。(50代 女性)

《アドバイス》

《事例1》、《事例2》ともに、契約者本人からの意思表示がないと、センターでは事業者との対応ができないことを話し、

本人に確認をしました。

《事例1》は、センターのあっせんは望まないとのことでした。《事例2》は、センターがあっせんしましたが事業者は返金に応じなかったため、他機関に相談することになりました。

突然プロの事業者から不具合を指摘されると心配になり、直ぐに契約を結びがちです。しかし、他の事業者にも見てもら

い、本当に必要な工事なのか、妥当な金額なのかを十分検討するようにしましょう。一人暮らしの方は、相談先もわからず、事業者の言いなりになってしまふことも多いようです。問題解決には早期発見が重要なので、ご家族や地域の方々の見守りで、高齢者が安心して暮らせるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

暖房器具に昨シーズンの 灯油を使わないで

事例 新しく購入した石油ファンヒーターに、保管していた灯油を入れたところ、エラー表示が出た。メーカーからは、「灯油に水分が含まれておりエラー表示が出た。部品交換が必要」と言われた。
(70代 男性)

- 灯油は、保管中に日光や熱により変質したり、水や異種の油などが混入したりして「不良灯油」になることがあります。不良灯油を暖房器具に使用すると煙が出たり緊急消火ができなくなったりするなど、故障の原因になります。
- 昨シーズンのものなど、変質の可能性がある灯油は使用しないでください。
- 暖房器具を片付けるときは、取扱説明書に従って内部に灯油を残さないように処理してから保管することが大切です。
- 灯油はそのシーズンに使い切りましょう。

(独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報351号より)

《消費生活センター 今後のイベント予定》

- ◆ 「食品表示をどう見る～パンの乳化剤不使用表示の例から学ぶ～」
12/20(金) 午前10時～正午 町田市民フォーラム4階 第2学習室
- ◆ 「絵本作家真珠まりこが語る～もったいないばあさん“かわをゆく”～」
1/19(日) 午後1時30分～3時 町田市民フォーラム3階 ホール

【お申込み先】 町田市イベントダイヤル TEL: 042-724-5656

【お問合せ先】 町田市消費生活センター TEL: 042-725-8805